

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年9月13日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長他

<質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから9月13日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

御質問のある方は手を挙げてください。

はい、タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いいたします。

ALPS（多核種除去設備）処理水の海洋放出の関連でお伺いします。

一昨日、東京電力が第1回目の海洋放出を終えました。トラブルもなく、放射性物質の濃度の分析も異常がなかったということですがけれども、委員長、この1回目の放出についての受止めと評価をお願いいたします。

○山中委員長 ALPS処理水の放出につきましては、実施計画に沿って放出がなされているかどうか、これは現場の検査官の監視の下、放出が行われたものというふうに理解しております。その間、特段検査官から問題等の報告は受けておりません。今後も引き続き、東京電力には緊張感を持って、作業に当たっていただきたいというふうに思っております

○記者 分かりました、ありがとうございます。

すみません、ちょっと話題が変わるんですけども、昨日、長崎県の対馬市の市議会のほうが核のごみの最終処分場の文献調査の受入れに関する請願を賛成多数で可決しました。まだ市としての最終判断はされていませんけれども、最終処分場の選定に向けてこういった動きが見られているということを、委員長、どのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○山中委員長 高レベル廃棄物の処分場について、様々な動きがあるということは承知しております。高レベル廃棄物の処分場に対する考え方、規制当局としての考え方については、基本的なところは既にまとめさせていただいたかなというふうに思っております。いろんな各地が手を挙げられて、いろんな取組がなされているということは承知しておりますけれども、規制当局としては、そういう実施にあたって準備を進めているというところがございます。規制当局としては、いろんな取組について、何か一つ一つコメントする立場にはないかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

今日の議題4についてなんですけれども、伴委員の出張報告でOECD（経済協力開発機構）の原子力機関のワークショップで、ステークホルダー関与の意思決定に関する最適化ということで、NGO（非政府組織）参加についても学ばれたようなんですが、その成果を原子力規制委員会としてはどのように生かされていくでしょうか。

○山中委員長 これは私、就任時からお話をさせていただいているところでございますけれども、いろんなステークホルダーとの対話については積極的に進めていきたいということで、取組を始めているところでございます。ようやく新型コロナウイルス感染症についても収束をしまいりましたので、ようやく自治体の皆さんとの対話が再開できたかなというところで、これからも国際的な会議でのいろんなアイデアは取り込んだ上で、改善には努めてまいりたいというふうに思っています。

○記者 はい、ありがとうございます。

それには、NGOであるとか批判的検証を行っている専門家も含まれると考えてよろしいでしょうか。

○山中委員長 昨年の1F（福島第一原子力発電所）に関係するOECD/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）と共催の国際会議の中でも、一つのセッションを立てさせていただきました。トラストビルディングという、信頼性の向上という、そのためにはやはりいろんなステークホルダーとの対話が必要であるということで、いろんな御意見、アイデアをいただいたところでございます。積極的にそういういろんなグループとの対話ということについても取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○記者 すみません。伴委員はセッション5でパネリストとしてお話をされたということだったんですが、どのような資料を基に話されたのか、その資料共有をさせていただきたいと思うのですが、山中委員長はそれには異論はないでしょうか。

○山中委員長 もちろん、伴委員との意見交換をさせていただいて、今後の参考にさせていただきたいというふうに思っています。現時点で詳しい意見交換をさせていただいていませんので、今後とも。

○記者 ごめんなさい、共有というのは国民への共有という意味で、資料は公開されるということでよろしいでしょうか。

○山中委員長 これ、公開ができるものなのかどうか確認した上で、事務方からお答えさせていただきます。

○記者 国と国ではなくて、単に一委員が参加したというワークショップだと思うので、その資料は当然公開されるものだと思いますので、御検討よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

次の質問です。先日8日、金曜日に、市民団体が山中委員長に対して罷免を求める署名というのを4,382筆集めて、岸田首相に提出されましたが、このことは報告を受けておられるでしょうか。

○山中委員長 すみません、存じ上げませんでした。

○記者 そうなんですね。内閣府がそこに受け取りに来られて、原子力規制庁もいらっしやっていたんですが、いきなりで恐縮なんですが、罷免を求める署名が集まった理由が運転期間をめぐってのことで、利用推進と規制を分離する仕組みがゆがんだ。その決定について、委員の反対は拙速であるという意見があったにもかかわらず、それを押し切る進め方をしたという山中委員長に対しての罷免を求めるということだったんですが、何かもし御所見がありましたら、今お願いしたいんですが。

○山中委員長 直接、どういう御意見で私の罷免を要求されたのかというのは承知しておりませんが、これまでの1年間の議論というのは、少なくとも公開の場で議論をさせていただきましたし、それぞれの委員が独立した意見を持って得た結論であるというふうに思っておりますので、特段何か外部の機関から影響を受けた結論であるとは思っておりませんし、原子力規制委員会の独立性に何か問題があったというふうにも思っておりません。

○記者 質問変わります、すみません、最後になります、先日7月19日の規制委員会の中で、ATENA（原子力エネルギー協議会）が肩代わりをして、事業者の自主的な取組として取り組んでいくという意見表明に対して、原子力規制委員会としてそれを認めたという御発言がありまして、ちょっと改めての確認なんですが、誰が誰の肩代わりをするかの確認なんですけれども、ATENAが事業者の自主的な取組を肩代わりするという意味だったのでしょうか。決して規制委員会がやっている規制業務を肩代わりさせるというつもりでおっしゃったのではないということ間違いはないでしょうか。

○山中委員長 それはそのとおりだと思います。事業者の取組をATENAとして取りまとめていくという、そういう趣旨だと考えております。

○記者 はい、分かりました。以上です。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

はい、ウエムラさん。

○記者 共同通信のウエムラです。核の最終処分場について伺います。

規制庁、規制委員会として、基本的な方針といいますか、考慮事項みたいなものは全て取りまとまっていると承知しておるんですけども、一方で具体的な検討といいますか、そのサイトごとの検討みたいなものというのは、当然場所が決まっていないうえに進んでいないわけで、そういうふうな概要がもう決まっているのに、具体的な検討に入れないといったような、そういうジレンマみたいなものってお感じになられた

りはするのでしょうか。

○山中委員長 恐らく、他のレベルの廃棄物については規制基準が制定されている。一方、高レベル廃棄物については、まだ基本的な考え方をお示しした段階であって、またそれ以上のものは示せていないというのが、私ども規制当局としての理解でございますし、これについて、特に何かジレンマを感じているというわけではございません。事業者から具体的な提案がございましたら、それに応じた審査をきちっとしていくというのが我々の務めでございますし、規制基準の制定が必要であれば、それを検討するというを進めなければならないというふうに思っておりますし、現時点で何かジレンマを感じているということではございません。

○記者 では、今後現段階の規制委員会の考え方から、また一歩進んで議論に入るというふうなタイミングとしては、やはりそのサイトが決まった後というふうなお考えでいらっしゃるということでしょうか。

○山中委員長 これは委員会では何か、これから先の進め方を議論したわけではございませんけれども、個人としての考えで言わせていただきますと、具体的な提案が事業者からあったら、それに応じて基準が必要であれば基準を制定していく。あるいは規則が必要であれば、規則を制定していくという、多分そういう流れになろうかなというふうに思っております。

○記者 やっぱり規制規制当局として、ちょっとお答えは難しいかもしれないんですけども、エネルギー庁なんかは最終処分場の候補地がいろんなところに広まっていくということが好ましいというふうなことをお考えのようですけれども、委員長御自身はどこか、例えば北海道の2町村だけとか、長崎県の1市だけとかというふうなことよりも、もっとそういう議論が全国的に広まっていくべきだというふうなお考えはありますでしょうか。

○山中委員長 こういうところが適地になりそうだという考え方、いろんな項目を挙げさせていただきましたので、それに基づいて、いろんな地域が手を挙げていただくということはあり得るのかなというふうに思っております。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ヤマダさん。

○記者 新潟日報社のヤマダと申します。

本日の議題1の柏崎刈羽6・7号機の特重施設の一部構造変更に係る設置変更許可申請についての処分についての議論がありました。その議論の最後に、委員長の発言と議論の、少し議論の提起があって、その後、各委員による議論が行われましたが、これはどういう意図と申しますか、今、適格性に係る再確認を行っている最中なわけですが、東京電力自体が。その辺からの変更申請をそのまま通常どおり取り扱って

いいのかというふうな観点から、こうした議論を行ったとか、何か、どういう、こう、意図があって行ったのでしょうか。

- 山中委員長 これは特重施設でございますので、非公開の審査会合で、9月の11日に技術的な論点も含めて詳細に議論をさせていただきました。その中で、適格性の追加評価をしている中で許可をしていいのかどうかという議論についても行ったわけでございますけれども、やはりこの点については公開できる内容でございますので、改めて問題提起をさせていただいて、委員の意見をいただいて、審査をしていいのかどうか、判定していいのかどうかというところを、意見をいただいたところでございます。
- 記者 ありがとうございます。では、その議論の結果、全員一致で個別に取り扱くと、並行してこれはこれで、処分の手続を進めたほうがよいというふうに結論づけたというふうなことになったという理解でよろしいですね。
- 山中委員長 はい。そのとおりで結構だと、そういうご理解で結構だと思います。特重施設というのは安全向上に資する施設でございますし、その一部を変更するというのが今回の変更申請でございますので、その上で、その29年の許可の段階での基本姿勢について特段大きな方針変更があったわけではございませんので、手続を進めていいというのが委員の全員の御意見だったかというふうに思っております。
- 記者 ありがとうございます。ちょっと、今触れられた点で、もうちょっと、少しちょっと理由が分かりにくいところがあったのもう一つお聞きしたいのですけれども、その、問題ないとした理由として、7項目の実施方針、平成29年度当時の6・7号機の設置変更許可処分を行うに当たって七つの約束がありますが、その、事業者としての、基本とする7項目、七つの約束の実施方針を反映した保安規定に基づいて、適切な取組があるかを今確認している途中なわけですよね。で、設置変更許可段階で確認を行うべき実施方針及びそれ自体の適切性に疑義が生じているわけではない。というのは、という説明が今日あったのですけれども、それと今やっている確認がどう結びつくのかが少し分かりにくいので、もう少し、ちょっと説明していただけないですか。今回の先行申請の範囲においては、実施方針に変更がないというのとちょっとつながりが分かりにくいので、もう少し丁寧にお願いします。
- 山中委員長 基本的にその七つの項目、これ、基本姿勢でございますけれども、平成29年に変更許可を出した段階で東電が示した方針と、現時点でもその方針というのは変わっていないと。で、改めて、東京電力から、今の取組を聞いた上で、追加検査の中で、今、確認をしているところでございます。ということで、その変更許可を平成29年に出した段階と、現時点で基本姿勢に大きな変わりがあったということはありませんので、安全に資する施設の許可の手続を進めるということは、委員の先生方全員同意で進めていいということに、委員会としては結論に至ったわけでございます。
- 記者 実際、それに基づいて、その実施方針に基づいた適切な取組があったかどうかをそもそも今確認している最中で、それが確認されなければ、それは適格性に疑義が生

じるといふことになると思うのですけれども、それを確認している最中で、その適格性に疑義が生じているかどうかまだ分かっていないと思うのですけれども。それが、それ自体の適格性に疑義が生じているわけではないと、この時点で言ってしまっているのでしょうかという。

○山中委員長 少なくとも、この6年間、安全上何か大きな問題が生じたわけでもございませんし、基本的な姿勢、七つの項目の遂行に疑義が生じるような事項も生じたわけではございませんけれども、これは核物質防護の違反という大きな事項がございましたので、それに付随して、改めて6年間の取組を確認しようということで、これも委員会の決定として追加検査に入ったわけでございます。

ということで、いろいろ安全向上に資するような施設のいわゆる許可の手續等は並行して実施できるものというふうに委員の皆さん理解をしておられますし、私どもも、私も私自身もそれでいいというふうな判断をしているわけでございます。

○記者 ありがとうございます。

○吉野総務課長 すみません。ちょっと、少しだけ整理いたしますと、追加検査とは別に、適格性については検査を行っているということでございます。何となく、ごちゃっとした感じになったと思いますが、検査は別でございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

はい。マサノさん以外、よろしいでしょうか。はい。

では、マサノさんで終わりにしたいと思います。政野さん、お願いします。

○司会 フリーランスのマサノです。

今の点に引き続いてなのですけれども、今日のその柏崎刈羽の6・7号機で、その案が取れたものについて、別紙1、申請書の適合性についての中で、炉規法の第43条の3の6第1項第2号、技術的能力に係る部分について、申請者には、つまり東京電力には、原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められるということも含めてオーケーを出したと思うのですけれども、今問われている適格性というのはここにもかかってくると思うので、やはり別にすべきものではない。今やっているその適格性の確認というのが終わらないうちにこれにゴーサインを出すというのはちょっと不整合があると思うのですが、どうでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、基本姿勢の七つの項目についての実施方針は決して変化があったとは思っておりませんし、これについては許可の段階と現時点では全く変化がありませんので、この点について変化がない以上、安全性向上に資するような、施設の許可の手續を進めるということには、委員それぞれ違和感がなかったというふうに思っておりますし、私自身も特段、問題があるというふうには思っておりません。

○記者 問題がないということについて全員が賛成したことに関して、最後の質問なのですが、最初の原子力規制委員会のメンバーの中には、法律が読める専門家といえます

か、警察庁出身の方がいらっしゃったと思うのですが、現在の原子力規制委員には一人も法律がきちんと、法律を専門としてきた、法律が読める専門家が全く一人もいない状態なのですが、それについてちょっと、取材者としては不安を覚えているところがあります。委員長としてはどうお考えでしょうか。解釈については、規制庁、官僚に頼らざるを得ないところがあると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 委員の多様性については、確かに多様性があったほうがいいというご意見もあろうかと思えますし、これは、技術的な多様性も含めて、多様な委員から構成されるというのは、それが理想だろうというふうに思っております。法律の専門家であり、あるいは社会学の専門家であり、あるいは工学、理学の様々な専門家から成るとい、そういうことは必要かなというふうには思っています。ただ、必ず法律の専門家が必要であるか、あるいは社会学の専門家が必要であるかというその点については、その時々での委員の構成のありようかなというふうに思っておりますので、現時点では法律あるいは社会学的な観点からも含めて、それぞれの委員が見識を持って判断をしていただいているものというふうに信じております。

○司会 はい。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—